

2016年8月1日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第426号）

国務院、 4自由貿易試験区において 行政法規・国務院文書・部門規定を調整

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2016年7月1日付で『自由貿易試験区における関連行政法規・国務院文書および国務院の批准を経た部門規則規定の一時的な調整に関する決定』（国発[2016]41号、以下『41号決定』という）を公布しました。これは、上海、広東・天津・福建の4自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）において実施を一時的に停止する関連行政法規、国務院文書、国務院の批准を経た部門規則規定を列挙したものです。調整内容は2つに分類でき、1つは外資企業の審査・批准手続きを届出管理に改めるもの、もう1つは外資企業の業界参入に対する規制緩和となっています。

□ 外資企業に対する届出管理の幅を拡大

『41号決定』では、18件の行政法規、4件の国務院文書、4件の国務院の批准を経た部門規則規定（図表1参照）のうち、ネガティブリスト以外の領域において51項でその実施が一時停止となります。このうち約半数が届出管理へと改める調整で、もう半数が外商の独資を認めるものや持分比率の緩和となっています。

現在、自由貿易区における外商投資のプロジェクトや企業設立等がネガティブリスト掲載業種を除いて届出管理となっている根拠は、2013年8月30日に全国人民代表大会常務委員会の会議で可決・公布された『中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』¹（以下『決定』という）が最初となります。このなかで、中国（上海）自由貿易試験区において『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合資経営企業法』、『中

¹ 『決定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第279号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0283-XF-0105.pdf>
中国（上海）自由貿易試験区以外の自由貿易区（上海自由貿易区の拡張区域を含む）における届出管理については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第358号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0363-XF-0105.pdf>

『中華人民共和国中外合作経営企業法』（いわゆる「外資三法」）の関連規定により定められた、外商投資企業の設立・変更、経営期限の延長等に係る審査・批准手続きを届出管理に改め、2013年10月1日より3年間試行する旨が明記されています。期限満了が目前に迫ったタイミングで公布された『41号決定』では、届出管理の幅がさらに広げられ、自由貿易区での対外開放措置がより推進されたといえます。

【図表1】一部条項の実施が一時停止される行政法規等

外商投資関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 『外商投資方向指導規定』 ✓ 『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』 ✓ 『国務院による投資体制改革に関する決定』 ✓ 『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』 ✓ 『政府認可の投資プロジェクト目録（2014年版）』 ✓ 『外資企業法実施細則』 ✓ 『中外合資経営企業法実施条例』 ✓ 『中外合資経営企業合弁期限暫定規定』 ✓ 『中外合作経営企業法実施細則』 ✓ 『台湾同胞投資保護法実施細則』
各業種の関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 ✓ 『営業性演出管理条例』 ✓ 『国際海運条例』 ✓ 『船舶登記条例』 ✓ 『船舶および海上施設検査条例』 ✓ 『印刷業管理条例』 ✓ 『外商投資民用航空業規定』 ✓ 『認証認可条例』 ✓ 『娯楽場所管理条例』 ✓ 『中外合作学校運営条例』 ✓ 『旅行社条例』 ✓ 『自動車産業発展政策』 ✓ 『鉄鋼産業発展政策』 ✓ 『塩業管理条例』 ✓ 『国務院弁公庁が転送する国土資源部等の部門による外商投資の非石油・ガス鉱物資源探査・採掘をさらに奨励する若干意見に関する通達』 ✓ 『直販管理条例』

（『41号決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 鉄鋼業、旅行業等で市場開放

外資参入の規制緩和としては、鉄鋼業界、高速鉄道等に付属する施設・設備の製造、オートバイ生産、新エネルギー自動車の動力電池製造等への独資が認められ、外商投資旅行社による中国人への海外旅行（台湾地区を除く）業務取扱許可等で市場が開放されます（図表2参照）。合わせて国務院は、これら領域の主管部門に関連管理弁法の制定を求めており、その公布が待たれるところです。

【図表2】自由貿易区で実施を一時調整する業種の主な調整状況

業種	調整内容	実施範囲
一、農林牧漁業		
1. 農作物（穀物、綿花、植物油の原料作物を除く）の新品種の選抜育成（遺伝子組換えを除く）および種子の生産（遺伝子組換えを除く）	✓ 両岸合資企業に対し、大陸側持分支配の制限を一時停止（ただし台湾商人による独資は不可）	福建自由貿易試験区
二、採鉱業		
1. 坑内ガスの利用	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
2. ネガティブリスト以外の非石油・ガス鉱物資源領域におけるリスク探査への従事および採鉱企業設立	✓ 審査・批准を一時停止し、届出管理へと改め	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
三、製造業		
1. 自動車電子バス型ネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御機器の製造と研究開発	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
2. エネルギー型動力電池（エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/kg}$ 、循環寿命 ≥ 2000 回）の製造	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
3. 高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線、都市間鉄道に付属する乗客サービス施設および設備の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道と関連する軌道および橋梁設備の研究開発・設計と製造、電化鉄道設備および器材の製造、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
4. 大豆油・菜種油・落花生油・綿実油・アブラツバキ種子油・ヒマワリ種子油・パーム油等の食用油脂の加工	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
5. 米・小麦粉・原料糖の加工、とうもろこしの高度加工	✓ 外商参入の制限を一時停止	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
6. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
7. その他の印刷品の印刷	✓ 外資企業の設立を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
8. オートバイの生産	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
9. 鉄鋼の生産	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
四、交通運輸、倉庫および郵政業		
1. 国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運コンテナステーションおよびヤード企業の設立	✓ 外商独資を許可	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
2. 公共国際船舶代理	✓ 外商が合併、合作の形式で参入を許可 ✓ 外国側持分比率は51%まで緩和	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
3. 国際海上船舶運輸	✓ 外商独資で企業設立、事業参入を許可	上海自由貿易試験区
	✓ 中外合併、中外合作企業の外商出資比率、投資比率制限を緩和	広東・天津・福建自由貿易試験区
	✓ 国際船舶登記制度の革新を加速 ✓ 対等原則に基づき徐々に船級参入を開放	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
4. 航空運輸販売代理	✓ 外商独資で企業設立を許可	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区

		貿易試験区拡張区域
5. 航空貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車場	✓ 外商独資でプロジェクトの投資・設立を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
6. 一般航空機の整備	✓ 中国側当事者の持分支配制限を緩和 ✓ 外商投資企業の国際整備市場業務を請け負う義務の要求を取消	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
五、卸売および小売業		
1. 穀物の買付、穀物・棉花の卸売、大型農産品卸売市場の建設、運営	✓ 外商参入の制限を一時停止	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
2. 塩の卸売	✓ 外商独資の参入を許可	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
3. 直販	✓ 外国投資家が3年以上、中国国外において直販活動に従事した経験を有する制限を一時停止	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
4. ガソリンスタンドの建設、経営	✓ 外商独資の参入を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
六、リースおよびビジネスサービス業		
1. 旅行社	✓ 自由貿易試験区で登録し条件に合致した外商投資旅行社による中国内地居住者の出国旅行業務（台湾地区を除く）の経営を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
七、科学研究および技術サービス業		
1. 認証機構	✓ 資質の特殊要求を一時停止	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
八、水利、環境および公共施設管理業		
1. 総合水利ターミナルの建設、経営	✓ 外商独資を許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
九、教育		
1. 経営性の研修機構（中外合作）	✓ 現行規定を一時停止	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
十、文化、スポーツおよび娯楽業		
1. 公演マネジメント機構の設立	✓ 外国投資家・台湾地区投資家による独資を許可（サービス提供は当該省市内限定）	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
2. 娯楽場所の設立	✓ 外商独資を許可（サービス提供は自由貿易試験区内限定）	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

（『41号決定』および『外商投資産業指導目録（2015年改定）』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『41号決定』の詳細は、5ページからの日本語仮訳および23ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国務院

国発[2016]41号

自由貿易試験区における関連行政法規、国務院文書
および国務院の批准を経た部門規則規定の一時的な調整に関する決定

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会・各直属機構：

自由貿易試験区が関連改革開放措置を法に基づき順調に実施することを保障するため、『全国人民代表大会常務委員会による中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』、および『中国（広東）自由貿易試験区総体方案』、『中国（天津）自由貿易試験区総体方案』、『中国（福建）自由貿易試験区総体方案』および『さらに中国（上海）自由貿易試験区の改革開放を深化させる方案』に基づき、国務院は自由貿易試験区における『中華人民共和国外資企業法実施細則』等 18 件の行政法規、『国務院による投資体制改革に関する決定』等 4 件の国務院文書、『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』等 4 件の国務院の批准を経た部門規則の関連規定の一時的な調整を、決定する（目録を添付）。

国務院の関連部門および天津市・上海市・福建省・広東省人民政府は上述の調整状況に基づき、遅滞なく当該部門・当該省市制定の規則および規範性文書に対して相応の調整を行い、試行の要求には適応する管理制度を構築しなければならない。

自由貿易試験区改革開放措置の試験状況に基づき、本決定内容は適宜、調整を行う。

付属文書：国務院が決定する自由貿易試験区における関連行政法規、国務院文書および国務院の批准を経た部門規則規定の一時的調整目録

国務院

2016年7月1日

付属文書

国務院が決定する自由貿易試験区における関連行政法規、国務院文書
および国務院の批准を経た部門規則規定の一時的調整目録

番号	関連行政法規・国務院文書および 国務院の批准を経た部門規則規定	調整状況	実施範囲
1	1. 『外商投資方向指導規定』 第 12 条第 1 項の関連規定 現行の審査・批准権限に基づき、外商投資プロジェクトはプロジェクトの性質に基づいてそれぞれ発展計画部門および経済・貿易部門により審査・批准、届出す	ネガティブリスト以外の領域において、外商投資プロジェクトの認可（国務院が国内投資プロジェクトに対して	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

	<p>る。</p> <p>2. 『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』 第 13 条 外国企業または個人が中国国内において設立するパートナーシップ企業が政府の認可を経なければならない投資プロジェクトに係わる場合、国家の関連規定に基づき投資プロジェクトの認可手続を行うこと。</p> <p>3. 『国務院による投資体制改革に関する決定』（国発[2004]20号） 第 2 部分第 2 項の関連規定 外商投資プロジェクトについて、政府は市場参入、資本項目管理等の方面からも認可を行わなければならない。</p> <p>4. 『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010]9号） 第 4 部分第 16 項の関連規定 『外商投資産業指導目録』における投資総額（増資を含む）が 3 億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトは、『政府認可の投資プロジェクト目録』が国務院の関連部門による認可の必要を規定している場合を除き、地方政府の関連部門が認可する。</p>	<p>認可を保留すると規定しているものを除く）を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	
2	<p>『政府認可の投資プロジェクト目録（2014年版）』 11. 外商投資 『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配（相対持分支配を含む）要求のある投資総額（増資を含む）10 億米ドルおよびそれ以上の奨励類プロジェクト、投資総額（増資を含む）1 億米ドルおよびそれ以上の制限類（不動産を含まず）プロジェクトは、国務院投資主管部門が認可し、このうち投資総額（増資を含む）20 億米ドルおよびそれ以上のプロジェクトは国務院に報告して届出する。『外商投資産業指導目録』制限類における不動産プロジェクトおよび投資総額（増資を含む）が 1 億米ドルを下回るその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可する。『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配（相対持分支配を含む）要求のある投資総額（増資を含む）が 10 億米ドルを下回る奨励類プロジェクトは、地方政府が認可する。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、外商投資プロジェクトの認可（国務院が国内投資プロジェクトに対して認可を保留すると規定しているものを除く）を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>上海・広東・天津・福建自由貿易試験区</p>
3	<p>1. 『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 7 条 外資企業設立の申請は、中華人民共和国対外貿易経済合作部（以下、「対外貿易経済合作部」という）による審査・批准の後、批准証書を発給する。 外資企業設立の申請が以下の状況に属する場合、国務院が授権する省、自治区、直轄市お</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、外資企業設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>

	<p>よび計画単列市、経済特区の人民政府が審査・批准した後、批准証書を発給する。</p> <p>(1) 投資総額が国务院の規定する投資審査・批准権限以内である場合、</p> <p>(2) 国家による原材料の割当を必要とせず、エネルギー、交通運輸、対外貿易輸出割当額等の全国的な総合バランスに影響しない場合。</p> <p>省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府は国务院が授権した範囲内で外資企業の設立を批准し、批准後 15 日以内に対外貿易経済合作部に報告して届け出なければならない（対外貿易経済合作部および省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府は、以下「審査・批准機関」という）。</p> <p>第 16 条 外資企業の定款は、審査・批准機関の批准を経た後、発効し、修正時も同じとする。</p> <p>2. 『外商投資方向指導規定』</p> <p>第 12 条第 1 項の関連規定</p> <p>外商投資企業の契約、定款は、対外経済貿易部門が審査・批准、届出する。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市における人民政府の相応の主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届け出し、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。</p> <p>3. 『国务院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010] 9号）</p> <p>第 4 部分第 16 項の関連規定</p> <p>サービス業領域の外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。</p>		
<p>4</p>	<p>『中華人民共和国外資企業法実施細則』</p> <p>第 17 条 外資企業の分割、合併またはその他の原因による資本の重大な変動発生は、審査・批准機関の批准を経なければならず、合わせて中国の登録会計士を招聘して検証し出資金払込検査報告を発行しなければならない。審査・批准機関の批准を経た後、工商行政管理機関で変更登記手続を行う。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の分割、合併またはその他の原因により資本に重大な変動が発生した場合の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>

5	<p>『中華人民共和国外資企業法実施細則』</p> <p>第 21 条 外資企業は経営期間内にその登録資本金を減少させてはならない。ただし、投資総額および生産経営規模等の変化発生により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。</p> <p>第 22 条 外資企業の登録資本金の増加、譲渡は、審査・批准機関の批准を経なければならない。合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行う。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の登録資本金の減少、増加、譲渡の審査・批准を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
6	<p>『中華人民共和国外資企業法実施細則』</p> <p>第 23 条 外資企業がその財産または権益を対外的に抵当、譲渡する場合、審査・批准機関の批准を経て工商行政管理機関に届け出なければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の財産または権益を対外的に抵当、譲渡する場合の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
7	<p>『中華人民共和国外資企業法実施細則』</p> <p>第 25 条第 2 項 審査・批准機関の批准を経て、外国投資家はその中国国内で開設したその他の外商投資企業から獲得した人民元利潤を用いて出資することができる。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、外国投資家の出資方式の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
8	<p>『中華人民共和国外資企業法実施細則』</p> <p>第 38 条 外資企業の土地使用年限は、批准を経た当該外資企業の経営期限と同様とする。</p> <p>第 68 条 外資企業の経営期限は、異なる業界および企業の具体的状況に基づき、外国投資家が外資企業設立の申請書において定め、審査・批准機関の批准を経なければならない。</p> <p>第 69 条第 2 項 外資企業の経営期限が満了し経営期限を延長する必要がある場合、経営期限満了の 180 日前に審査・批准機関に経営期限延長の申請書を送付しなければならない。審査・批准機関は、申請書を受け取った日から 30 日以内に批准または批准しないことを決定しなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の経営期限の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
9	<p>『中華人民共和国外資企業法実施細則』</p> <p>第 70 条第 2 項 外資企業に前項第 (2)、(3)、(4) 項に列挙する状況が存在する場合、自ら終了申請書を提出し、審査・批准機関に報告して認可されなければならない。審査・批准機関が認可を下した期日を</p>	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の終了の認可を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

	<p>企業の終了期日とする。</p> <p>第 71 条 外資企業が本実施細則第 70 条第(1)、(2)、(3)、(6)項の規定に基づき終了する場合、終了の日から 15 日以内に対外公告して債権者に通知し、合わせて終了公告公布の日から 15 日以内に、清算手順、原則および清算委員会の人選を提出し、審査・批准機関に報告して審査・確認された後、清算を行わなければならない。</p>		
10	<p>1. 『中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例』 第 6 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 中国国内で設立する合弁企業は、中華人民共和国対外貿易経済合作部（以下「対外貿易経済合作部」という）の審査・批准を経なければならない。批准後、対外貿易経済合作部は批准証書を発給する。 以下の条件を備えている場合、国務院は省、自治区、直轄市の人民政府もしくは国務院の関連部門に授權して審査・批准する。 (1) 投資総額が国務院の規定する投資審査・批准権限以内で、中国側合弁者の資金の出所がすでに具体化している場合、 (2) 国家による原材料の割当が必要なく、燃料、動力、交通運輸、対外貿易輸出割当額等の方面の全国的なバランスに影響しない場合。 前項に基づき批准・設立した合弁企業は、対外貿易経済合作部に報告して届け出なければならない。 第 14 条 合弁企業の協議、契約および定款は、審査・批准機構の批准を経た後、発効し、その改正も同じくする。</p> <p>2. 『外商投資方向指導規定』 第 12 条第 1 項の関連規定 外商投資企業の契約、定款は、対外経済貿易部門が審査・批准、届出をする。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市人民政府の相応する主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届け出、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易の領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。</p> <p>3. 『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010] 9号） 第 4 部分第 16 項の関連規定 サービス業の領域における外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、中外合資経営企業設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

11	<p>『中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例』</p> <p>第20条第1項 合弁当事者の一方が第三者にその持分の全部もしくは一部を譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を経て、合わせて審査・批准機構に報告して批准され、登記管理機構で変更登記手続を行わなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、中外合資経営企業の持分譲渡の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
12	<p>『中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例』</p> <p>第19条 合弁企業は、合弁期間内にその登録資本金を減少させてはならない。投資総額および生産経営規模等の変化発生により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機構の批准を経なければならない。</p> <p>第21条 合弁企業の登録資本金の増加、減少は、董事会の会議で可決し、審査・批准機構に報告して批准され、登記管理機構で変更登記手続を行わなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、中外合資経営企業の登録資本金における増加、減少の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
13	<p>『中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例』</p> <p>第27条 外国側合弁当事者が出資とする機器設備もしくはその他の材料、工業所有権もしくは専有技術は、審査・批准機構の批准を経なければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、外国側合弁当事者の出資方式の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
14	<p>『中外合資経営企業合弁期限暫定規定』</p> <p>第4条 合弁各当事者が合弁契約において合弁期限を約定しない合弁企業は、国家规定の審査・批准権限および手順に基づき審査・批准する。対外経済貿易部が直接、審査・批准する場合を除き、その他の審査・批准機関は批准後30日以内に対外経済貿易部に報告して届け出なければならない。</p> <p>第6条第1項 本規定施行の前にすでに批准設立した合弁企業は、批准された合弁契約に約定した期限に基づき執行するが、本規定第3条の規定以外の合弁企業に属し、各合弁当事者が一致して合弁契約における合弁期限条項を合弁期限を約定しないものに改定することに同意した場合、各合弁当事者は理由を申告し、合弁契約の改定協議を締結し、合わせて申請を提出し、もとの審査・批准機関に報告して審査されなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、中外合資経営企業の経営期限の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
15	<p>『中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例』</p> <p>第90条第2項 前項第(2)、(4)、(5)、(6)の状況が発</p>	ネガティブリスト以外の領域において、中外	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由

	<p>生した場合、董事会は解散申請書を提出し、審査・批准機構に報告して批准される。第(3)の状況が発生した場合、契約を履行する一方が申請を提出し、審査・批准機構に報告して批准される。</p>	<p>合資経営企業の解散の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>貿易試験区拡張区域</p>
16	<p>1. 『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第6条 合作企業の設立は、対外貿易経済合作部もしくはは国务院が授権する部門および地方人民政府が審査・批准する。 合作企業の設立が以下の状況に属する場合、国务院が授権する部門もしくはは地方人民政府が審査・批准する。</p> <p>(1) 投資総額が国务院の規定により国务院が授権した部門もしくはは地方人民政府が審査・批准する投資限度額以内にある場合、</p> <p>(2) 自己資金で、かつ国家の建設、生産バランス条件が必要ない場合、</p> <p>(3) 製品輸出が国家関連主管部門が発行する輸出割当額、許可証の受領を必要としない、または受領を必要とするが、プロジェクト提案書の送付の前に国家関連主管部門の同意を得ている場合、</p> <p>(4) 法律、行政法規が国务院の授権する部門もしくはは地方人民政府が審査・批准することを規定しているその他の状況。</p> <p>2. 『外商投資方向指導規定』 第12条第1項の関連規定 外商投資企業の契約、定款は、対外経済貿易部門が審査・批准、届出をする。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市における人民政府の相応する主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届出し、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易の領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。</p> <p>3. 『国务院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010] 9号） 第4部分第16項の関連規定 サービス業の領域における外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>
17	<p>『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第11条 合作企業の協議、契約、定款は、審査・批准機関が批准証書を発行した日から発効する。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業の協議、</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>

	<p>合作期限内に、合作企業の協議、契約、定款に重大な変更がある場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。</p>	<p>契約、定款の重大な変更についての審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	
18	<p>『中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则』 第 16 条第 2 項 合作企業の登録資本金は、合作期間内に減少させてはならない。ただし、投資総額および生産経営規模等の変化により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、中外合作经营企业における登録資本金の減少の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>
19	<p>『中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则』 第 23 条第 1 項 各合作当事者が相互間で、または合作当事者の一方がその他の合作当事者以外の他人に、それに属する合作企業契約の全部もしくは一部の権利を譲渡する場合、合作当事者の書面による同意を経て、合わせて審査・批准機関に報告して批准されなければならない。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、中外合作经营企业のその合作企業契約における権利譲渡の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>
20	<p>『中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则』 第 35 条第 2 項 合作企業は、董事会もしくは連合管理委員会が決議、締結した委託経営管理契約を、被委託人の信用証明等の文書とともに、合わせて審査・批准機関に報告し批准されなければならない。審査・批准機関は、関連文書を受け取ってから 30 日以内に、批准または批准しないことを決定しなければならない。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、中外合作经营企业の委託経営管理契約における審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>
21	<p>『中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则』 第 45 条第 1 項 外国側合作当事者は、本实施细则第 44 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき投資の先行回収の申請を提出する場合、投資の先行回収の総額、期限および方式を具体的に説明し、財政・税務機関の審査・同意を経た後、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、外国側合作当事者の投資の先行回収における審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>
22	<p>『中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则』 第 47 条第 2 項 合作企業の期限が満了し、各合作当事者が協議・同意して合作期限の延長を要求する場合、期限満了の 180 日前に審査・批准機関に申請を提出し、もと</p>	<p>ネガティブリスト以外の領域において、中外合作经营企业の合作期限延長の審査・批准の実施を一時的に停止</p>	<p>広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域</p>

	<p>の合作企業の契約執行状況、合作期限延長の理由を説明し、同時に各合作当事者の延長した期限内の各当事者の権利、義務等の事項について一致した協議を送付しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取ってから30日以内に、批准または批准しないことを決定しなければならない。</p> <p>第47条第4項 合作企業の契約が外国側合作当事者の投資の先行回収を約定し、かつ投資がすでに回収を完了した場合、合作企業の期限満了後に延長しない。ただし、外国側合作当事者が投資を増加する場合、各合作当事者の協議・同意を経て、本条第2項の規定に基づき審査・批准機関に合作期限の延長を申請することができる。</p>	し、届出管理へと改める	
23	<p>『中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则』</p> <p>第48条第2項 前項第2号、第4号に列挙した状況が発生した場合、合作企業の董事会もしくは連合管理委員会は決定を下し、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。前項第3号に列挙した状況において、合作企業の契約、定款が規定した義務を履行しない中外合作当事者の一方もしくは複数方は、契約を履行した他方がこれにより蒙った損失に対して賠償責任を引き受けなければならない。契約を履行した一方もしくは複数方は、審査・批准機関に申請を提出し、合作企業を解散させる権限を有する。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作经营企业の解散の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
24	<p>『中華人民共和国台湾同胞投資保護法实施细则』</p> <p>第10条 台湾同胞投資企業の設立は、対外貿易経済合作部もしくは国務院が授権する部門および地方人民政府に申請を提出しなければならない。申請を受け取った審査・批准機関はすべての申請文書を受け取った日から45日以内に批准または批准しないことを決定しなければならない。</p> <p>台湾同胞投資企業の設立申請は批准を経た後、申請者は批准証書を受け取った日から30日以内に、法に基づき企業登記機関に登録・登録を行い、営業許可証を受領しなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の領域において、台湾同胞投資企業の設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
25	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』	農作物（穀物、綿花、	福建自由貿易試験区

	外商投資制限産業目録 1. 農作物の新品種の選択育成および種子の生産（中国側持分支配）	植物油の原料作物を除く）の新品種の選択育成（遺伝子組換えを除く）および種子の生産（遺伝子組換えを除く）に従事する兩岸合資企業に対し、大陸側による持分支配要求の実施を一時的に停止するが、ただし台湾商人の独資はできない	
26	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 11. 石油、天然ガス（オイルシェール、オイルサンド、シェールガス、炭層ガス等の非通常型オイル・ガスを含む）の探査、開発および坑内ガスの利用（合併、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で坑内ガスの利用に従事することを許可する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
27	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 206. 自動車電子装置の製造と研究開発：エンジンおよびシャーシの電子制御システムおよび重要部品、車載電子技術（自動車情報システムおよびナビゲーションシステム）、自動車電子バス型ネットワーク技術（合併に限る）、電子制御システムのインプット（センサーおよびサンプリングシステム）・アウトプット（アクチュエーター）部品、電動パワーステアリングシステム電子制御機器（合併に限る）、埋込式電子集積システム、電子制御式エアスプリング、電子制御式サスペンションシステム、電子バルブシステム装置、電子ダッシュボード、ABS/TCS/ESPシステム、ブレーキバイワイヤシステム（BBW）、トランスミッションコントロールユニット（TCU）、タイヤプレッシャーモニタリングシステム（TPMS）、車載式故障診断装置（OBD）、エンジン盗難防止システム、自動衝突防止システム、自動車・オートバイ型の試験および整備用検査システム	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で自動車電子バス型ネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御機器の製造と研究開発に従事することを許可する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
28	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 207. 新エネルギー自動車の重要部品の製造：エネルギー型動力電池（エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/kg}$ 、循環寿命 ≥ 2000 回、外資比率は50%を超えない）、電池陽極材料（比容量 $\geq 150\text{mAh/g}$ 、循環寿命2000回は最初の放電容量の80%を下回らない）、電池隔膜（厚さ $15\sim 40\mu\text{m}$ 、孔隙率 $40\sim 60\%$ ）、電池管理システム、電機管理システム、電気自動車	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でエネルギー型動力電池（エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/kg}$ 、循環寿命 ≥ 2000 回）を製造することを許可する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

	電子制御集積回路、電気自動車駆動電機（ピーク出力密度 $\geq 2.5\text{kW/kg}$ 、高効率区：65%作業区効率 $\geq 80\%$ ）、自動車用DC/DC（インプット電圧100V～400V）、ハイパワー電子デバイス（IGBT、電圧レベル $\geq 600\text{V}$ 、電流 $\geq 300\text{A}$ ）、プラグ式ハイブリッド機械電気カップリング駆動システム		
29	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 209. 軌道交通運輸設備（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線、都市間鉄道に付属する乗客サービス施設および設備の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道と関連する軌道および橋梁設備の研究開発・設計と製造、電化鉄道設備および器材の製造、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造に従事することを許可する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
30	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 341. 総合水利ターミナルの建設、経営（中国側の持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で総合水利ターミナルの建設、経営に従事することを許可する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
31	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資制限産業目録 6. 大豆油・菜種油・落花生油・綿実油・アブラツバキ種子油・ヒマワリ種子油・パーム油等の食用油脂の加工（中国側持分支配）、米・小麦粉・原料糖の加工、とうもろこしの高度加工	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で大豆油・菜種油・落花生油・綿実油・アブラツバキ種子油・ヒマワリ種子油・パーム油等の食用油脂の加工に従事することを許可し、外商に対して米・小麦粉・原料糖の加工、とうもろこしの高度加工に従事することの制限を一時的に停止する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
32	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資制限産業目録	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

	7. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産（中国側持分支配）	資の形式でバイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産に従事することを許可する	
33	『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資制限産業目録 21. 穀物の買付、穀物・棉花の卸売、大型農産品卸売市場の建設、運営	外商が穀物の買付、穀物・棉花の卸売、大型農産品卸売市場の建設、運営に従事することに対する制限を一時的に停止する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
34	1. 『営業性演出管理条例』 第10条第1項、第2項 外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合弁経営、中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を設立することができる。中外合弁経営、中外合作経営、外資経営の文芸公演団体を設立してはならず、外資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を設立してはならない。 中外合弁経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立について、中国側合弁者の投資比率は51%を下回ってはならない。中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立は、中国側合作者が経営主導権を擁していなければならない。 第11条第2項 台湾地区の投資家は内地で合弁、合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を投資設立することができるが、ただし、内地側合弁者の投資比率は51%を下回ってはならず、内地側合作者は経営主導権を擁していなければならない。合弁、合作、独資経営の文芸公演団体および独資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位は設立してはならない。 2. 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資制限産業目録 38. 公演マネジメント機構（中国側持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外国投資家、台湾地区の投資家が独資の公演マネジメント機構を設立し、当該省市のためにサービスを提供することを許可する	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
35	1. 『中華人民共和国国際海運条例』 第28条 国務院交通主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよびヤード業務を営むことができる。合わせて外資企業を投資・設立して国際海運貨物の保管業務を営むことができる。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資の国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運コンテナステーションおよびヤード企業を設立することを許可し、外商が合弁、合作の形式で公共国際船舶代理業務に従事することを許可し、外国側持	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

	<p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合併經營企業について、企業における外商の出資比率は49%を超えてはならない。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合作經營企業について、企業における外商の投資比率は前項の規定を参照適用する。</p> <p>中外合併国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席および總經理は、中外合併、合作当事者の双方が協議した後、中国側が指定する。</p> <p>2. 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資制限産業目録 22. 船舶代理（中国側持分支配）、外国船貨物検数（合併、合作に限る）</p>	<p>分比率は51%まで緩和し、國務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定する</p>	
36	<p>1. 『中華人民共和国国際海運条例』 第28条：國務院交通運輸主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合併經營企業もしくは中外合作經營企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよびヤード業務を經營することができ、合わせて外資企業を投資・設立して国際海運貨物の保管業務を經營することができる。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合併經營企業について、企業における外商の出資比率は49%を超えてはならない。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合作經營企業について、企業における外商の投資比率は前項の規定を参照適用する。</p> <p>中外合併国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席および總經理は、中外合併、合作当事者の双方が協議した後、中国側が指定する。</p> <p>2. 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 310. 定期、不定期の国際海上運輸業務（合併、合作に限る）</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資の国際船舶運輸企業を設立し、国際海上船舶運輸業務に従事することを許可し、國務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定する</p>	上海自由貿易試験区
37	<p>1. 『中華人民共和国国際海運条例』 第28条：國務院交通運輸主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合併經營企業もしくは中外合作經營企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、中外合併、中外合作の国際船舶運輸企業の外商出資比率、投資比率の制限を緩和し、國務院交通運輸主管部門が関連管理</p>	広東・天津・福建自由貿易試験区

	<p>コンテナステーションおよびヤード業務を 経営することができ、合わせて外資企業を投 資・設立して国際海運貨物の保管業務を経営 することができる。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する 中外合弁経営企業について、企業における外 商の出資比率は49%を超えてはならない。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する 中外合作経営企業について、企業における外 商の投資比率は前項の規定を参照適用する。</p> <p>中外合弁国際船舶運輸企業および中外合作 国際船舶運輸企業の董事会主席および総経 理は、中外合弁、合作当事者の双方が協議し た後、中国側が指定する。</p> <p>2. 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』 外商投資奨励産業目録 310. 定期、不定期の国際海上運輸業務（合弁、合作に 限る）</p>	<p>弁法を制定する</p>	
38	<p>1. 『中華人民共和国船舶登記条例』 第2条第1項 以下の船舶は本条例の規定に基づき登記を行わなけれ ばならない。</p> <p>(1) 中華人民共和国国内に住所もしくは主要営業所を 有する中国公民の船舶。</p> <p>(2) 中華人民共和国の法律に基づき設立された主要営 業場所が中華人民共和国国内の企業法人の船舶。 ただし、当該法人の登録資本金に外商出資がある 場合、中国側投資家の出資額は50%を下回って はならない。</p> <p>(3) 中華人民共和国政府の公務船舶および事業法人の 船舶。</p> <p>(4) 中華人民共和国の港務監督機構が登記すべきと認 識するその他の船舶。</p> <p>2. 『中華人民共和国船舶および海上施設検査条例』 第13条 以下の中国籍船舶は、中国船級社に入級検査 を申請しなければならない。</p> <p>(1) 国際航行に従事する船舶、</p> <p>(2) 海上航行の乗客定員が100人以上の客船、</p> <p>(3) 積載重量が1000トン以上の油船、</p> <p>(4) RO-RO船、液化ガス運輸船およびバルクケミカ ル運輸船、</p> <p>(5) 船舶所有者もしくは経営者が入級を要求するその 他の船舶。</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、国際船舶 登記制度の革新を加速 させ、対等原則に基づ き徐々に船級参入を開 放し、国務院交通運輸 主管部門が関連管理弁 法を制定する</p>	<p>上海・広東・天津・福 建自由貿易試験区</p>
39	<p>『印刷業管理条例』 第13条 国家は、中外合弁経営の印刷企業、中外合作 経営の印刷企業の設立を許可し、包装装飾印</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、その他の 印刷品を印刷する経営</p>	<p>上海・広東・天津・福 建自由貿易試験区</p>

	刷品の印刷経営活動に従事する外資企業の設立を許可する。具体的な弁法は国務院の出版行政部門が国務院対外経済貿易の主管部門とともに制定する。	活動に従事する外資企業の設立を許可し、国務院新聞出版主管部門が関連管理弁法を制定する	
40	<p>『外商投資民用航空業規定』 第4条第1項 外商投資方式は以下を含む。</p> <p>(1) 合併、合作経営（以下「合同経営」という）、</p> <p>(2) 民間航空企業の持分購入で、民間航空企業が国外で発行した株式および国内で発行した上場外資株を含む、</p> <p>(3) 批准を経たその他の投資方式。</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で航空運輸販売代理企業を投資・設立することを許可し、国務院民間航空主管部門が関連管理弁法を制定する	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
41	<p>『外商投資民用航空業規定』 第4条第1項 外商投資方式は以下を含む。</p> <p>(1) 合併、合作経営（以下「合同経営」という）、</p> <p>(2) 民間航空企業の持分購入で、民間航空企業が国外で発行した株式および国内で発行した上場外資株を含む、</p> <p>(3) 批准を経たその他の投資方式。</p> <p>第6条第4項 外商投資の航空機整備（国際整備市場業務を請け負う義務を有する）および航空燃料プロジェクトは、中国側当事者が持分支配する。貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車場等のプロジェクトの、外商投資比率は中外当事者双方が協議で決定する。</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で航空貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車場のプロジェクトに投資・設立することを許可する、外商投資の一般航空機整備は中国側持分支配という制限を緩和する、外商投資の航空機整備が国際整備市場業務を請け負う義務の要求を取り消す。国務院民間航空主管部門が関連管理弁法を制定する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
42	<p>『中華人民共和国認証認可条例』 第11条第1項 外商投資企業が認証機構の資質を取得する場合、本条例第10条が規定する条件に合致していなければならないほか、以下の条件にも合致していなければならない。</p> <p>(1) 外国側投資家はその所在国家もしくは地域の認可機構の認可を取得していること、</p> <p>(2) 外国側投資家が3年以上の認証活動従事の業務経歴を有していること。</p>	外商投資企業の認証機構資質の特殊要求の実施を一時的に停止し、国務院質量監督検査検疫主管部門が関連管理弁法を制定する	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
43	<p>『娯楽場所管理条例』 第6条 外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合併経営、中外合作経営の娯楽場所を設立することができ、外商独資経営の娯楽場所は設立してはならない。</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資経営の娯楽場所の設立を許可し、自由貿易試験区内においてサービ	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

		スを提供し、国務院文化主管部門が関連管理弁法を制定する	
44	<p>『中華人民共和国中外合作学校運営条例』</p> <p>第 60 条 工商行政管理部門で登記・登録する経営性の中外合作で開設する研修機構の管理弁法は、国務院が別途規定する。</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、国務院教育主管部門が関連部門とともに経営性の中外合作で開設した研修機構の関連管理弁法を制定する	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
45	<p>『旅行社条例』</p> <p>第 23 条 外商投資旅行社は中国内地居住者の出国旅行業務および香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の旅行業務を経営してはならず、ただし、国務院が決定したもしくは我が国が締結した自由貿易協定および内地と香港、マカオのさらなる緊密な経済貿易関係を構築する手配に関して別途規定がある場合を除く。</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、自由貿易試験区において登録し条件に合致した外商投資旅行社が中国内地居住者の出国旅行業務（台湾地区を除く）を經營することを許可し、国務院旅行主管部門が関連管理弁法を制定する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
46	<p>1. 『自動車産業発展政策』</p> <p>第 48 条 自動車の完成車、専用自動車、農業用運輸車およびオートバイの中外合弁生産企業の中外合弁比率は 50% を下回ってはならない。株式上場の自動車完成車、専用自動車、農業用運輸車およびオートバイの株式会社が法人の株式を対外売却するとき、中国側法人の 1 社が必ず相対持分支配し、かつ外資法人持株の合計を上回っていなければならない。同一の外商は国内で 2 社以下（2 社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合併する場合は 2 社の制限を受けなくてもよい。国外で法人資格を有する企業が別の企業を相対支配している場合、同一外商とみなす。</p> <p>2. 『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』</p> <p>外商投資制限産業目録</p> <p>11. 自動車の完成車、専用自動車およびオートバイの製造：中国側持分比率は 50% を下回らず、同一の外商は国内で 2 社以下（2 社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でオートバイの生産に従事することを許可し、国務院工業情報化主管部門が関連部門とともに関連管理弁法を改定する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

	業を合併する場合は2社の制限を受けなくてもよい。		
47	<p>『鉄鋼産業発展政策』</p> <p>第23条第4項 国外の鉄鋼企業が中国鉄鋼工業に投資する場合、鉄鋼の自社の知的財産権技術を有していなければならない。その前年の普通鋼の生産量が1000万トン以上もしくは特殊鋼の生産量が100万トン以上に達しなければならない。中国鉄鋼工業に投資する国外非鉄鋼企業は、強大な資金力および比較的高い公信力を有し、銀行、会計士事務所が発行した出資金払込検査および企業業績証明を提供しなければならない。国外企業が国内鉄鋼業界に投資する場合、国内現有の鉄鋼企業の改造および移転の実施を結合しなければならない。新たに拠点を設置しない。外商が我が国の鉄鋼業界に投資する場合、原則上、外商側の持分支配を許可しない。</p>	外商が鉄鋼業界に投資する場合、原則上、外商側持分支配を許可しないという要求、および外商の資質要求を一時的に停止し、外商独資の鉄鋼生産企業の設立を許可し、國務院工業情報化主管部門が関連部門とともに関連管理弁法を改定する	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
48	<p>『塩業管理条例』</p> <p>第20条 塩の卸売業務は、各級の塩業会社が統一経営する。塩業会社を設置していない地方は、県級以上の人民政府が授権する単位が統一組織経営する。</p>	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で自由貿易試験区内において塩の卸売業務に従事することを許可する	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
49	<p>『國務院弁公庁が転送する国土資源部等の部門による外商投資の非石油・ガス鉱物資源探査・採掘をさらに奨励する若干意見に関する通達』（国弁発[2000]70号）</p> <p>1. 非石油・ガス鉱物資源の探鉱権、採鉱権市場のさらなる開放</p> <p>(3) 外商がリスク探査に投資・従事する場合、対外経済貿易部の批准を経て、工商行政管理機関で法に基づき登記・登録を行い、国土資源部に探鉱権を申請する。</p> <p>(6) 外商が採鉱企業の設立を申請する場合、対外経済貿易部の批准を経て、工商行政管理機関で法に基づき登記・登録を行い、国土資源部に採鉱権を申請する。</p>	商務主管部門が実施する外商のネガティブリスト以外の非石油・ガス鉱物資源領域において、リスク探査への従事および採鉱企業設立についての審査・批准を一時的に停止し、届出管理へと改める	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
50	<p>『直販管理条例』</p> <p>第7条 直販会社となることを申請する場合、以下の条件を有さなければならない。</p> <p>(1) 投資家は良好な商業的信用を有し、申請提出前に連続して5年間重大な違法経営記録がない、外国投資家は3年以上、</p>	外国投資家が3年以上、中国国外において直販活動に従事した経験を有さなければならないという要求を一時的に停止し、國務院商	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

	<p>中国国外において直販活動に従事した経験も有さなければならない、</p> <p>(2) 実際払込登録資本金は、8000 万人民币元を下回らない、</p> <p>(3) 本条例の規定に基づき指定銀行に十分な額の保証金を払い込んだ、</p> <p>(4) 規定に基づき情報の報告・届出および開示制度を構築した。</p>	務主管部門が関連管理弁法を制定する	
51	<p>2. 『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』 外商投資制限産業目録</p> <p>23. ガソリンスタンド（同一の外国投資家が 30 カ所を超える、複数サプライヤーの異なる種類およびブランドの製品オイルを販売するガソリンスタンドチェーンを設立する場合、中国側が持分支配）の建設、経営</p>	<p>関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でガソリンスタンドの建設、経営に従事することを許可し、国务院商務主管部門が関連管理弁法を制定する</p>	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

(中国語原文)

国务院
国发[2016]41号
关于在自由贸易试验区暂时调整有关行政法规、
国务院文件和经国务院批准的部门规章规定的决定

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

为保障自由贸易试验区有关改革开放措施依法顺利实施，根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》，以及《中国（广东）自由贸易试验区总体方案》、《中国（天津）自由贸易试验区总体方案》、《中国（福建）自由贸易试验区总体方案》和《进一步深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案》，国务院决定，在自由贸易试验区暂时调整《中华人民共和国外资企业法实施细则》等 18 部行政法规、《国务院关于投资体制改革的决定》等 4 件国务院文件、《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》等 4 件经国务院批准的部门规章的有关规定（目录附后）。

国务院有关部门和天津市、上海市、福建省、广东省人民政府要根据上述调整情况，及时对本部门、本省市制定的规章和规范性文件作相应调整，建立与试点要求相适应的管理制度。

根据自由贸易试验区改革开放措施的试验情况，本决定内容适时进行调整。

附件：国务院决定在自由贸易试验区暂时调整有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定目录

国务院
2016 年 7 月 1 日

附件

**国务院决定在自由贸易试验区暂时调整
有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定目录**

序号	有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定	调整情况	实施范围
1	<p>1. 《指导外商投资方向规定》 第十二条第一款的有关规定： 根据现行审批权限，外商投资项目按照项目性质分别由发展计划部门和经贸部门审批、备案。</p> <p>2. 《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》 第十三条：外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业涉及须经政府核准的投资项目的，依照国家有关规定办理投资项目核准手续。</p> <p>3. 《国务院关于投资体制改革的决定》（国发〔2004〕20号） 第二部分第二项的有关规定： 对于外商投资项目，政府还要从市场准入、资本项目管理等方面进行核准。</p> <p>4. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号） 第四部分第十六项的有关规定： 《外商投资产业指导目录》中总投资（包括增资）3亿美元以下的鼓励类、允许类项目，除《政府核准的投资项目目录》规定需由国务院有关部门核准之外，由地方政府有关部门核准。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外商投资项目核准（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外），改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
2	<p>《政府核准的投资项目目录（2014年本）》 十一、外商投资 《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）10亿美元及以上鼓励类项目，总投资（含增资）1亿美元及以上限制类（不含房地产）项目，由国务院投资主管部门核准，其中总投资（含增资）20亿美元及以上项目报国务院备案。《外商投资产业指导目录》限制类中的房地产项目和总投资（含增资）小于1亿美元的其他限制类项目，由省级政府核准。《外商投资产业指导目录》中有中方控股（含相对控股）要求的总投资（含增资）小于10亿美元的鼓励类项目，由地方政府核准。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外商投资项目核准（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外），改为备案管理	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
3	<p>1. 《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第七条：设立外资企业的申请，由中华人民共和国对外贸易经济合作部（以下简称对外贸易经济合作部）审查批准后，发给批准证书。 设立外资企业的申请属于下列情形的，国务院授权省、自治区、直辖市和计划单列市、经济特区人民政府审查批准后，发给批准证书：</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外资企业设立审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域

	<p>(一) 投资总额在国务院规定的投资审批权限以内的；</p> <p>(二) 不需要国家调拨原材料，不影响能源、交通运输、外贸出口配额等全国综合平衡的。</p> <p>省、自治区、直辖市和计划单列市、经济特区人民政府在国务院授权范围内批准设立外资企业，应当在批准后 15 天内报对外贸易经济合作部备案（对外贸易经济合作部和省、自治区、直辖市和计划单列市、经济特区人民政府，以下统称审批机关）。</p> <p>第十六条： 外资企业的章程经审批机关批准后生效，修改时同。</p> <p>2. 《指导外商投资方向规定》</p> <p>第十二条第一款的有关规定：</p> <p>外商投资企业的合同、章程由外经贸部门审批、备案。其中，限制类限额以下的外商投资项目由省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府的相应主管部门审批，同时报上级主管部门和行业主管部门备案，此类项目的审批权不得下放。属于服务贸易领域逐步开放的外商投资项目，按照国家有关规定审批。</p> <p>3. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号）</p> <p>第四部分第十六项的有关规定：</p> <p>服务业领域外商投资企业的设立（金融、电信服务除外）由地方政府按照有关规定进行审批。</p>		
4	<p>《中华人民共和国外资企业法实施细则》</p> <p>第十七条： 外资企业的分立、合并或者由于其他原因导致资本发生重大变动，须经审批机关批准，并应当聘请中国的注册会计师验证和出具验资报告；经审批机关批准后，向工商行政管理机关办理变更登记手续。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外资企业分立、合并或者其他原因导致资本发生重大变动审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
5	<p>《中华人民共和国外资企业法实施细则》</p> <p>第二十一条： 外资企业在经营期内不得减少其注册资本。但是，因投资总额和生产经营规模等发生变化，确需减少的，须经审批机关批准。</p> <p>第二十二条： 外资企业注册资本的增加、转让，须经审批机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外资企业注册资本减少、增加、转让审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
6	<p>《中华人民共和国外资企业法实施细则》</p> <p>第二十三条： 外资企业将其财产或者权益对外抵押、转让，须经审批机关批准并向工商行政管理机关备案。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外资企业财产或者权益对外抵押、转让审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
7	<p>《中华人民共和国外资企业法实施细则》</p> <p>第二十五条第二款： 经审批机关批准，外国投资者也可以</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外国	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由

	用其从中国境内举办的其他外商投资企业获得的人民币利润出资。	投资者出资方式审批，改为备案管理	贸易试验区扩展区域
8	<p>《中华人民共和国外资企业法实施细则》</p> <p>第三十八条：外资企业的土地使用年限，与经批准的该外资企业的经营期限相同。</p> <p>第六十八条：外资企业的经营期限，根据不同行业和企业的具体情况，由外国投资者在设立外资企业的申请书中拟订，经审批机关批准。</p> <p>第六十九条第二款：外资企业经营期满需要延长经营期限的，应当在距经营期满 180 天前向审批机关报送延长经营期限的申请书。审批机关应当在收到申请书之日起 30 天内决定批准或者不批准。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外资企业经营期限审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
9	<p>《中华人民共和国外资企业法实施细则》</p> <p>第七十条第二款：外资企业如存在前款第（二）、（三）、（四）项所列情形，应当自行提交终止申请书，报审批机关核准。审批机关作出核准的日期为企业的终止日期。</p> <p>第七十一条：外资企业依照本实施细则第七十条第（一）、（二）、（三）、（六）项的规定终止的，应当在终止之日起 15 天内对外公告并通知债权人，并在终止公告发出之日起 15 天内，提出清算程序、原则和清算委员会人选，报审批机关审核后清算。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外资企业终止核准，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
10	<p>1. 《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》</p> <p>第六条第一款、第二款、第三款： 在中国境内设立合营企业，必须经中华人民共和国对外贸易经济合作部（以下简称对外贸易经济合作部）审查批准。批准后，由对外贸易经济合作部发给批准证书。 凡具备下列条件的，国务院授权省、自治区、直辖市人民政府或者国务院有关部门审批： （一）投资总额在国务院规定的投资审批权限以内，中国合营者的资金来源已经落实的； （二）不需要国家增拨原材料，不影响燃料、动力、交通运输、外贸出口配额等方面的全国平衡的。 依照前款批准设立的合营企业，应当报对外贸易经济合作部备案。</p> <p>第十四条：合营企业协议、合同和章程经审批机构批准后生效，其修改时同。</p> <p>2. 《指导外商投资方向规定》</p> <p>第十二条第一款的有关规定： 外商投资企业的合同、章程由外经贸部门审批、备案。其中，限制类限额以下的外商投资项目由省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府的相应主管部门审批，同时报上级主管部门和行业主管部门备案，此类项目的审批权不得下放。属于服务贸易领域逐步开放的外商投资项目，按照国家有关规定审批。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合资经营企业设立审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域

	3. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号） 第四部分第十六项的有关规定： 服务业领域外商投资企业的设立（金融、电信服务除外）由地方政府按照有关规定进行审批。		
11	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第二十条第一款：合营一方向第三者转让其全部或者部分股权的，须经合营他方同意，并报审批机构批准，向登记管理机构办理变更登记手续。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合资经营企业股权转让审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
12	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第十九条：合营企业在合营期内不得减少其注册资本。因投资总额和生产经营规模等发生变化，确需减少的，须经审批机构批准。 第二十一条：合营企业注册资本的增加、减少，应当由董事会会议通过，并报审批机构批准，向登记管理机构办理变更登记手续。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合资经营企业增加、减少注册资本审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
13	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第二十七条：外国合营者作为出资的机器设备或者其他物料、工业产权或者专有技术，应当报审批机构批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外国合营者出资方式审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
14	《中外合资经营企业合营期限暂行规定》 第四条：合营各方在合营合同中不约定合营期限的合营企业，按照国家规定的审批权限和程序审批。除对外经济贸易部直接审批的外，其他审批机关应当在批准后30天内报对外经济贸易部备案。 第六条第一款：在本规定施行之前已经批准设立的合营企业，按照批准的合营合同约定的期限执行，但属本规定第三条规定以外的合营企业，合营各方一致同意将合营合同中合营期限条款修改为不约定合营期限的，合营各方应当申报理由，签订修改合营合同的协议，并提出申请，报原审批机关审查。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合资经营企业经营期限审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
15	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第九十条第二款：前款第（二）、（四）、（五）、（六）项情况发生的，由董事会提出解散申请书，报审批机构批准；第（三）项情况发生的，由履行合同的一方提出申请，报审批机构批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合资经营企业解散审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
16	1. 《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第六条：设立合作企业由对外贸易经济合作部或者国务院授权的部门和地方人民政府审查批准。 设立合作企业属于下列情形的，由国务院授权的部门或者地方人民政府审查批准： （一）投资总额在国务院规定由国务院授权的部	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业设立审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域

	<p>门或者地方人民政府审批的投资限额以内的；</p> <p>(二) 自筹资金，并且不需要国家平衡建设、生产条件的；</p> <p>(三) 产品出口不需要领取国家有关主管部门发放的出口配额、许可证，或者虽需要领取，但在报送项目建议书前已征得国家有关主管部门同意的；</p> <p>(四) 有法律、行政法规规定由国务院授权的部门或者地方人民政府审查批准的其他情形的。</p> <p>2. 《指导外商投资方向规定》 第十二条第一款的有关规定： 外商投资企业的合同、章程由外经贸部门审批、备案。其中，限制类限额以下的外商投资项目由省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府的相应主管部门审批，同时报上级主管部门和行业主管部门备案，此类项目的审批权不得下放。属于服务贸易领域逐步开放的外商投资项目，按照国家有关规定审批。</p> <p>3. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号） 第四部分第十六项的有关规定： 服务业领域外商投资企业的设立（金融、电信服务除外）由地方政府按照有关规定进行审批。</p>		
17	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第十一条：合作企业协议、合同、章程自审查批准机关颁发批准证书之日起生效。在合作期限内，合作企业协议、合同、章程有重大变更的，须经审查批准机关批准。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业协议、合同、章程重大变更审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
18	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第十六条第二款：合作企业注册资本在合作期限内不得减少。但是，因投资总额和生产经营规模等变化，确需减少的，须经审查批准机关批准。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业注册资本减少审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
19	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第二十三条第一款：合作各方之间相互转让或者合作一方合作他方以外的他人转让属于其在合作企业合同中全部或者部分权利的，须经合作他方书面同意，并报审查批准机关批准。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业合作方转让其在合作企业合同中的权利审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
20	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第三十五条第二款：合作企业应当将董事会或者联合管理委员会的决议、签订的委托经营管理合同，连同被委托人的资信证明等文件，一并报送审查批准机关批准。审</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业委托经营管理合同审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域

	查批准机关应当自收到有关文件之日起 30 天内决定批准或者不批准。		
21	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》</p> <p>第四十五条第一款：外国合作者依照本实施细则第四十四条第二项和第三项的规定提出先行回收投资的申请，应当具体说明先行回收投资的总额、期限和方式，经财政税务机关审查同意后，报审查批准机关审批。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施外国合作者先行回收投资报审查批准机关审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
22	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》</p> <p>第四十七条第二款：合作企业期限届满，合作各方协商同意要求延长合作期限的，应当在期限届满的 180 天前向审查批准机关提出申请，说明原合作企业合同执行情况，延长合作期限的原因，同时报送合作各方就延长的期限内各方的权利、义务等事项所达成的协议。审查批准机关应当自接到申请之日起 30 天内，决定批准或者不批准。</p> <p>第四十七条第四款：合作企业合同约定外国合作者先行回收投资，并且投资已经回收完毕的，合作企业期限届满不再延长；但是，外国合作者增加投资的，经合作各方协商同意，可以依照本条第二款的规定向审查批准机关申请延长合作期限。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业延长合作期限审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
23	<p>《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》</p> <p>第四十八条第二款：前款第二项、第四项所列情形发生，应当由合作企业的董事会或者联合管理委员会做出决定，报审查批准机关批准。在前款第三项所列情形下，不履行合作企业合同、章程规定的义务的中外合作者一方或者数方，应当对履行合同的他方因此遭受的损失承担赔偿责任；履行合同的一方或者数方有权向审查批准机关提出申请，解散合作企业。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施中外合作经营企业解散审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
24	<p>《中华人民共和国台湾同胞投资保护法实施细则》</p> <p>第十条：设立台湾同胞投资企业，应当向对外贸易经济合作部或者国务院授权的部门和地方人民政府提出申请，接到申请的审批机关应当自接到全部申请文件之日起 45 日内决定批准或者不批准。设立台湾同胞投资企业的申请经批准后，申请人应当自接到批准证书之日起 30 日内，依法向企业登记机关登记注册，领取营业执照。</p>	在负面清单之外的领域，暂时停止实施台湾同胞投资企业设立审批，改为备案管理	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域

25	<p>《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 限制外商投资产业目录 1. 农作物新品种选育和种子生产（中方控股）</p>	<p>对从事农作物（粮棉油作物除外）新品种选育（转基因除外）和种子生产（转基因除外）的两岸合资企业，暂时停止实施由大陆方面控股的要求，但台商不能独资</p>	<p>福建自由贸易试验区</p>
26	<p>《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 鼓励外商投资产业目录 11. 石油、天然气（含油页岩、油砂、页岩气、煤层气等非常规油气）的勘探、开发和矿井瓦斯利用（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事矿井瓦斯利用</p>	<p>上海、广东、天津、福建自由贸易试验区</p>
27	<p>《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 鼓励外商投资产业目录 206. 汽车电子装置制造与研发：发动机和底盘电子控制系统及关键零部件，车载电子技术（汽车信息系统和导航系统），汽车电子总线网络技术（限于合资），电子控制系统的输入（传感器和采样系统）输出（执行器）部件，电动助力转向系统电子控制器（限于合资），嵌入式电子集成系统、电控式空气弹簧，电子控制式悬挂系统，电子气门系统装置，电子组合仪表，ABS/TCS/ESP系统，电路制动系统（BBW），变速器电控单元（TCU），轮胎气压监测系统（TPMS），车载故障诊断仪（OBD），发动机防盗系统，自动避撞系统，汽车、摩托车型试验及维修用检测系统</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事汽车电子总线网络技术、电动助力转向系统电子控制器的制造与研发</p>	<p>上海、广东、天津、福建自由贸易试验区</p>
28	<p>《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 鼓励外商投资产业目录 207. 新能源汽车关键零部件制造：能量型动力电池（能量密度$\geq 110\text{Wh/kg}$，循环寿命≥ 2000次，外资比例不超过50%），电池正极材料（比容量$\geq 150\text{mAh/g}$，循环寿命2000次不低于初始放电容量的80%），电池隔膜（厚度15—40μm，孔隙率40%—60%）；电池管理系统，电机管理系统，电动汽车电控集成；电动汽车驱动电机（峰值功率密度$\geq 2.5\text{kW/kg}$，高效区：65%工作区效率$\geq 80\%$），车用DC/DC（输入电压100V—400V），大功率电子器件（IGBT，电压等级$\geq 600\text{V}$，电流$\geq 300\text{A}$）；插电式混合动力机电耦合驱动系统</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事能量型动力电池（能量密度$\geq 110\text{Wh/kg}$，循环寿命≥ 2000次）的制造</p>	<p>上海、广东、天津、福建自由贸易试验区</p>
29	<p>《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 鼓励外商投资产业目录 209. 轨道交通运输设备（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事与高速铁路、铁路客运专线、城际铁路配套的乘客服务设施和设备的研发、设计与制造，与高速铁路、铁路</p>	<p>上海、广东、天津、福建自由贸易试验区</p>

		客运专线、城际铁路相关的轨道和桥梁设备研发、设计与制造，电气化铁路设备和器材制造，铁路客车排污设备制造	
30	《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 鼓励外商投资产业目录 341. 综合水利枢纽的建设、经营（中方控股）	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事综合水利枢纽的建设、经营	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
31	《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 限制外商投资产业目录 6. 豆油、菜籽油、花生油、棉籽油、茶籽油、葵花籽油、棕榈油等食用油脂加工（中方控股），大米、面粉、原糖加工，玉米深加工	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事豆油、菜籽油、花生油、棉籽油、茶籽油、葵花籽油、棕榈油等食用油脂加工；暂时停止实施对外商从事大米、面粉、原糖加工和玉米深加工的限制	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
32	《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 限制外商投资产业目录 7. 生物液体燃料（燃料乙醇、生物柴油）生产（中方控股）	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事生物液体燃料（燃料乙醇、生物柴油）生产	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
33	《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 限制外商投资产业目录 21. 粮食收购，粮食、棉花批发，大型农产品批发市场建设、经营	暂时停止实施对外商从事粮食收购，粮食、棉花批发，大型农产品批发市场建设、经营的限制	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
34	1. 《营业性演出管理条例》 第十条第一款、第二款： 外国投资者可以与中国投资者依法设立中外合资经营、中外合作经营的演出经纪机构、演出场所经营单位；不得设立中外合资经营、中外合作经营、外资经营的文艺表演团体，不得设立外资经营的演出经纪机构、演出场所经营单位。 设立中外合资经营的演出经纪机构、演出场所经营单位，中国合营者的投资比例应当不低于51%；设立中外合作经营的演出经纪机构、演出场所经营单位，中国合作者应当拥有经营主导权。 第十一条第二款： 台湾地区的投资者可以在内地投资设立合资、合作经营的演出经纪机构、演出场所经营单位，但内地合营者的投资比例应当不低于51%，内地合作者应当拥有经营主导权；不得设立合资、合作、独资经营的文艺表演团体和独资经	暂时停止实施相关内容，允许外国投资者、台湾地区的投资者设立独资演出经纪机构为本省市提供服务	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域

	<p>营的演出经纪机构、演出场所经营单位。</p> <p>2. 《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 限制外商投资产业目录</p> <p>38. 演出经纪机构（中方控股）</p>		
35	<p>1. 《中华人民共和国国际海运条例》 第二十八条：经国务院交通主管部门批准，外商可以依照有关法律、行政法规以及国家其他有关规定，投资设立中外合资经营企业或者中外合作经营企业，经营国际船舶运输、国际船舶代理、国际船舶管理、国际海运货物装卸、国际海运货物仓储、国际海运集装箱站和堆场业务；并可以投资设立外资企业经营国际海运货物仓储业务。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合资经营企业，企业中外商的出资比例不得超过49%。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合作经营企业，企业中外商的投资比例比照适用前款规定。</p> <p>中外合资国际船舶运输企业和中外合作国际船舶运输企业的董事会主席和总经理，由中外合资、合作双方协商后由中方指定。</p> <p>2. 《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 限制外商投资产业目录</p> <p>22. 船舶代理（中方控股）、外轮理货（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许设立外商独资国际船舶管理、国际海运货物装卸、国际海运集装箱站和堆场企业，允许外商以合资、合作形式从事公共国际船舶代理业务，外方持股比例放宽至51%，由国务院交通主管部门制定相关管理办法</p>	<p>广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域</p>
36	<p>1. 《中华人民共和国国际海运条例》 第二十八条：经国务院交通主管部门批准，外商可以依照有关法律、行政法规以及国家其他有关规定，投资设立中外合资经营企业或者中外合作经营企业，经营国际船舶运输、国际船舶代理、国际船舶管理、国际海运货物装卸、国际海运货物仓储、国际海运集装箱站和堆场业务；并可以投资设立外资企业经营国际海运货物仓储业务。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合资经营企业，企业中外商的出资比例不得超过49%。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合作经营企业，企业中外商的投资比例比照适用前款规定。</p> <p>中外合资国际船舶运输企业和中外合作国际船舶运输企业的董事会主席和总经理，由中外合资、合作双方协商后由中方指定。</p> <p>2. 《外商投资产业指导目录（2015年修订）》 鼓励外商投资产业目录</p> <p>310. 定期、不定期国际海上运输业务（限于合资、合作）</p>	<p>暂时停止实施相关内容，允许设立外商独资国际船舶运输企业，从事国际海上船舶运输业务，由国务院交通主管部门制定相关管理办法</p>	<p>上海自由贸易试验区</p>

37	<p>1. 《中华人民共和国国际海运条例》</p> <p>第二十八条：经国务院交通主管部门批准，外商可以依照有关法律、行政法规以及国家其他有关规定，投资设立中外合资经营企业或者中外合作经营企业，经营国际船舶运输、国际船舶代理、国际船舶管理、国际海运货物装卸、国际海运货物仓储、国际海运集装箱站和堆场业务；并可以投资设立外资企业经营国际海运货物仓储业务。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合资经营企业，企业中外商的出资比例不得超过 49%。</p> <p>经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合作经营企业，企业中外商的投资比例比照适用前款规定。</p> <p>中外合资国际船舶运输企业和中外合作国际船舶运输企业的董事会主席和总经理，由中外合资、合作双方协商后由中方指定。</p> <p>2. 《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》</p> <p>鼓励外商投资产业目录</p> <p>310. 定期、不定期国际海上运输业务（限于合资、合作）</p>	暂时停止实施相关内容，放宽设立中外合资、中外合作国际船舶运输企业的外商出资比例、投资比例限制，由国务院交通运输主管部门制定相关管理办法	广东、天津、福建自由贸易试验区
38	<p>1. 《中华人民共和国船舶登记条例》</p> <p>第二条第一款：下列船舶应当依照本条例规定进行登记：</p> <p>（一）在中华人民共和国境内有住所或者主要营业所的中国公民的船舶。</p> <p>（二）依据中华人民共和国法律设立的主要营业所在中华人民共和国境内的企业法人的船舶。但是，在该法人的注册资本中有外商出资的，中方投资人的出资额不得低于 50%。</p> <p>（三）中华人民共和国政府公务船舶和事业法人的船舶。</p> <p>（四）中华人民共和国港务监督机构认为应当登记的其他船舶。</p> <p>2. 《中华人民共和国船舶和海上设施检验条例》</p> <p>第十三条：下列中国籍船舶，必须向中国船级社申请入级检验：</p> <p>（一）从事国际航行的船舶；</p> <p>（二）在海上航行的乘客定额 100 人以上的客船；</p> <p>（三）载重量 1000 吨以上的油船；</p> <p>（四）滚装船、液化气体运输船和散装化学品运输船；</p> <p>（五）船舶所有人或者经营人要求入级的其他船舶。</p>	暂时停止实施相关内容，加快国际船舶登记制度创新，基于对等原则逐步放开船级准入，由国务院交通运输主管部门制定相关管理办法	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
39	<p>《印刷业管理条例》</p> <p>第十三条：国家允许设立中外合资经营印刷企业、中外合作经营印刷企业，允许设立从事包装装潢印刷品印刷经营活动的外资企业。具体办法由</p>	暂时停止实施相关内容，允许设立从事其他印刷品印刷经营活动的外资企业，由国务院新	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区

	国务院出版行政部门会同国务院对外经济贸易主管部门制定。	新闻出版主管部门制定相关管理办法	
40	《外商投资民用航空业规定》 第四条第一款：外商投资方式包括： （一）合资、合作经营（简称“合营”）； （二）购买民航企业的股份，包括民航企业在境外发行的股票以及在境内发行的上市外资股； （三）其他经批准的投资方式。	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式投资设立航空运输销售代理企业，由国务院民用航空主管部门制定相关管理办法	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
41	《外商投资民用航空业规定》 第四条第一款：外商投资方式包括： （一）合资、合作经营（简称“合营”）； （二）购买民航企业的股份，包括民航企业在境外发行的股票以及在境内发行的上市外资股； （三）其他经批准的投资方式。 第六条第四款：外商投资飞机维修（有承揽国际维修市场业务的义务）和航空油料项目，由中方控股；货运仓储、地面服务、航空食品、停车场等项目，外商投资比例由中外双方商定。	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式投资设立航空货运仓储、地面服务、航空食品、停车场项目；放宽外商投资通用飞机维修由中方控股的限制；取消外商投资飞机维修承揽国际维修市场业务的义务要求。由国务院民用航空主管部门制定相关管理办法	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
42	《中华人民共和国认证认可条例》 第十一条第一款：外商投资企业取得认证机构资质，除应当符合本条例第十条规定的条件外，还应当符合下列条件： （一）外方投资者取得其所在国家或者地区认可机构的认可； （二）外方投资者具有3年以上从事认证活动的业务经历。	暂时停止实施外商投资企业取得认证机构资质的特殊要求，由国务院质量监督检验检疫主管部门制定相关管理办法	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
43	《娱乐场所管理条例》 第六条：外国投资者可以与中国投资者依法设立中外合资经营、中外合作经营的娱乐场所，不得设立外商独资经营的娱乐场所。	暂时停止实施相关内容，允许设立外商独资经营的娱乐场所，在自由贸易试验区内提供服务，由国务院文化主管部门制定相关管理办法	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
44	《中华人民共和国中外合作办学条例》 第六十条：在工商行政管理部门登记注册的经营性的中外合作举办的培训机构的管理办法，由国务院另行规定。	暂时停止实施相关内容，由国务院教育主管部门会同有关部门就经营性的中外合作举办的培训机构制定相关管理办法	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
45	《旅行社条例》 第二十三条：外商投资旅行社不得经营中国内地居民出境旅游业务以及赴香港特别行政区、澳门特别	暂时停止实施相关内容，允许在自由贸易试验区内注册的符合条件	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区

	行政区和台湾地区旅游的业务，但是国务院决定或者我国签署的自由贸易协定和内地与香港、澳门关于建立更紧密经贸关系的安排另有规定的除外。	的外商投资旅行社经营中国内地居民出境旅游业务（台湾地区除外），由国务院旅游主管部门制定相关管理办法	
46	<p>1. 《汽车产业发展政策》</p> <p>第四十八条：汽车整车、专用汽车、农用运输车和摩托车中外合资生产企业的中方股份比例不得低于 50%。股票上市的汽车整车、专用汽车、农用运输车和摩托车股份公司对外出售法人股份时，中方法人之一必须相对控股且大于外资法人股之和。同一家外商可在国内建立两家（含两家）以下生产同类（乘用车类、商用车类、摩托车类）整车产品的合资企业，如与中方合资伙伴联合兼并国内其他汽车生产企业可不受两家的限制。境外具有法人资格的企业相对控股另一家企业，则视为同一家外商。</p> <p>2. 《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》</p> <p>限制外商投资产业目录</p> <p>11. 汽车整车、专用汽车和摩托车制造：中方股比不低于 50%，同一家外商可在国内建立两家（含两家）以下生产同类（乘用车类、商用车类、摩托车类）整车产品的合资企业，如与中方合资伙伴联合兼并国内其他汽车生产企业可不受两家的限制</p>	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式从事摩托车生产，由国务院工业和信息化主管部门会同有关部门修订相关管理办法	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
47	<p>《钢铁产业发展政策》</p> <p>第二十三条第四款：境外钢铁企业投资中国钢铁工业，须具有钢铁自主知识产权技术，其上年普通钢产量必须达到 1000 万吨以上或高合金特殊钢产量达到 100 万吨。投资中国钢铁工业的境外非钢铁企业，必须具有强大的资金实力和较高的公信力，提供银行、会计事务所出具的验资和企业业绩证明。境外企业投资国内钢铁行业，必须结合国内现有钢铁企业的改造和搬迁实施，不布新点。外商投资我国钢铁行业，原则上不允许外商控股。</p>	暂时停止实施外商投资钢铁行业原则上不允许外商控股的要求，以及对外商的资质要求，允许设立外商独资钢铁生产企业，由国务院工业和信息化主管部门会同有关部门修订相关管理办法	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
48	<p>《盐业管理条例》</p> <p>第二十条：盐的批发业务，由各级盐业公司统一经营。未设盐业公司的地方，由县级以上人民政府授权的单位统一组织经营。</p>	暂时停止实施相关内容，允许外商以独资形式在自由贸易试验区内从事盐的批发业务	广东、天津、福建自由贸易试验区，上海自由贸易试验区扩展区域
49	《国务院办公厅转发国土资源部等部门关于进一步鼓励外商投资勘查开采非油气矿产资源若干意见的通知》（国办发〔2000〕70 号）	暂时停止实施商务主管部门实施的外商在负面清单之外的非油气矿产	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区

	<p>一、进一步开放非油气矿产资源探矿权、采矿权市场</p> <p>(三) 外商投资从事风险勘探, 经外经贸部批准, 到工商行政管理机关依法登记注册, 向国土资源部申请探矿权。</p> <p>(六) 外商申请设立采矿企业, 须经外经贸部批准, 到工商行政管理机关依法登记注册, 向国土资源部申请采矿权。</p>	资源领域从事风险勘探和设立采矿企业审批, 改为备案管理	
50	<p>《直销管理条例》</p> <p>第七条: 申请成为直销企业, 应当具备下列条件:</p> <p>(一) 投资者具有良好的商业信誉, 在提出申请前连续 5 年没有重大违法经营记录; 外国投资者还应当有 3 年以上在中国境外从事直销活动的经验;</p> <p>(二) 实缴注册资本不低于人民币 8000 万元;</p> <p>(三) 依照本条例规定在指定银行足额缴纳了保证金;</p> <p>(四) 依照规定建立了信息报备和披露制度。</p>	暂时停止实施外国投资者应当有 3 年以上在中国境外从事直销活动的经验的要求, 由国务院商务主管部门制定相关管理办法	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区
51	<p>《外商投资产业指导目录 (2015 年修订) 》</p> <p>限制外商投资产业目录</p> <p>23. 加油站 (同一外国投资者设立超过 30 家分店、销售来自多个供应商的不同种类和品牌成品油的连锁加油站, 由中方控股) 建设、经营</p>	暂时停止实施相关内容, 允许外商以独资形式从事加油站建设、经营, 由国务院商务主管部门制定相关管理办法	上海、广东、天津、福建自由贸易试验区

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責:**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。